

外部インタフェース仕様書

別冊) 介護保険業務に関連するシステムのIF分担について

0. はじめに

■ 本資料記載内容

介護保険業務を担う標準準拠システム（介護保険システムまたは認定審査会システム）を扱う自治体及び広域連合等（保険者機能**無**または**有**）における介護情報基盤へのIF連携パターンについて記載する。

■ IF連携パターンについて

IF連携パターンは、推奨パターンのみに記載致します。介護情報基盤への連携は推奨パターンを原則とします。

推奨パターン以外（非推奨パターン）を採用した場合においても自治体内及び広域連合等内にて、データの整合性を担保したうえで、介護情報基盤へ連携ください。なお、1つのIF項目において別拠点や別システムから介護情報基盤へ連携することは許容しません。

目次

1. 標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について
2. 介護保険業務の実施形態毎の連携方法について
 1. [単独保険者（単一システムでの業務運用）におけるIF連携](#)
 2. [単独保険者（複数システムでの業務運用）におけるIF連携](#)
 3. [広域連合等（保険者機能無）と保険者（自治体）におけるIF連携](#)
 4. [広域連合等（保険者機能有 単一システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携](#)
 5. [広域連合等（保険者機能有 複数システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携](#)

1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について（1/2）

- ✓ 「介護保険システム標準仕様書の機能・帳票要件」に定義されている、介護情報基盤への連携IFは以下の通り
- ✓ 標準準拠システム「介護保険システム」「認定審査会システム」の双方にて「◎：実装必須」となっている連携機能については、各システムにて介護情報基盤への連携が双方にて行われてしまう可能性があることから、原則連携方法を以下のように定義する。

No	機能要件	介護情報基盤IF	実装区分		原則連携方法	留意事項
			介護保険システム	認定審査会システム		
1	介護情報基盤に、介護保険要介護・要支援認定情報を提供する。	要介護認定情報（全量・日次）連携	◎	◎	介護保険システム を保有している拠点及びシステムから介護情報基盤へ連携する。	複数システム・拠点にて情報保持している場合は、介護情報基盤に連携するシステムに情報を集約した後、介護情報基盤に連携する。
2	介護情報基盤に、介護保険主治医意見書等信息を照会する。	主治医意見書等信息（提供用）連携	◎	◎	主治医意見書情報 を管理している拠点及びシステムから介護情報基盤に情報照会する。	主治医意見書情報と請求書情報を管理している拠点及びシステムが異なる場合、請求書情報を管理している拠点及びシステムは、介護情報基盤の画面から「取得済み」のデータを個別にダウンロードする。
3	介護情報基盤に、介護保険認定審査会資料情報を提供する。	審査会資料連携	◎	◎	認定審査会システム を保有している拠点及びシステムから介護情報基盤へ連携する。	認定審査会機能を具備する一体的な介護保険システムの場合は、介護保険システムから介護情報基盤へ連携する。 複数システム・拠点にて情報保持している場合は、介護情報基盤に連携するシステムに情報を集約した後、介護情報基盤に連携する。
4	介護情報基盤に、要介護認定進捗状況情報連携を提供する。	要介護認定進捗状況情報連携	◎	◎	介護保険システム を保有している拠点及びシステムから介護情報基盤へ連携する。	複数システム・拠点にて情報保持している場合は、介護情報基盤に連携するシステムに情報を集約した後、介護情報基盤に連携する。

1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について（2/2）

- ✓ 「介護保険システム標準仕様書の機能・帳票要件」に定義されている、介護情報基盤への連携IFは以下の通り
- ✓ 下記インタフェースについては、介護保険システムのための機能もしくは、認定審査会システムでのオプション機能であるため、介護保険システムを保有している拠点及びシステムから介護情報基盤へ連携する事を原則とする。

No	機能要件	介護情報基盤IF	実装区分		原則連携方法	留意事項
			介護保険システム	認定審査会システム		
5	介護情報基盤に、包括同意情報を提供する。	包括同意情報の連携	◎	○	介護保険システムを保有している拠点及びシステムから介護情報基盤へ連携する。	複数システム・拠点にて情報保持している場合は、介護情報基盤に連携するシステムに情報を集約した後、介護情報基盤に連携する。
6	介護情報基盤に、包括同意情報を照会する。	包括同意情報の取得	◎	○	介護保険システムを保有している拠点及びシステムから介護情報基盤に情報照会する。	介護保険システムを保有している拠点及びシステムにて取得後、必要に応じて認定審査会システムへ情報を提供する。
7	No1～6以外の介護情報基盤に情報提供、照会する機能	No1～6以外の介護情報基盤インターフェース	◎	×	介護保険システムを保有している拠点及びシステムから介護情報基盤へ連携する。	

凡例) 【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

2.介護保険業務の実施形態毎の連携方法について

- ✓ 介護保険業務の実施形態については以下の通りのパターンがある。
- ✓ 次頁以降に実施形態パターン毎の介護情報基盤への詳細IF連携パターンを示す。

No	実施形態	拠点内 標準準拠システム	広域連合等 LGWAN接続	実施形態詳細
1	単独保険者	単一システム		単独保険者内にて介護保険システムのみで業務運用している形態
2		複数システム		単独保険者内にて、介護保険システム及び認定審査会システムで業務運用している形態
3	広域連合等（保険者機能無）と 保険者（自治体）	複数システム	無し	保険者にて介護保険システム、広域連合等（保険者機能無し）にて認定審査会システムで業務運用している形態 ※広域連合等にLGWAN接続無し
4			有り	保険者にて介護保険システム、広域連合等（保険者機能無し）にて認定審査会システムで業務運用している形態 ※広域連合等にLGWAN接続有り
5	広域連合等（保険者機能有）と 構成市町村	単一システム	無し	広域連合等（保険者機能有）にて介護保険システムのみで業務運用している形態 ※広域連合等にLGWAN接続無し
6			有り	広域連合等（保険者機能有）にて介護保険システムのみで業務運用している形態 ※広域連合等にLGWAN接続有り
7		複数システム	無し	広域連合等（保険者機能有）にて、介護保険システム及び認定審査会システムで業務運用している形態 ※広域連合等にLGWAN接続無し
8			有り	広域連合等（保険者機能有）にて、介護保険システム及び認定審査会システムで業務運用している形態 ※広域連合等にLGWAN接続有り

2.1 単独保険者（単一システムでの業務運用）におけるIF連携

1.概要

- ✓ 単独保険者にて単一システムで業務運用をおこなっている場合、全介護保険システム向けIFを扱うことが可能



介護保険システムで扱う連携IF

介護被保険者番号等情報連携※2
証情報連携※2
審査会資料連携
要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
減免減額認定証情報連携※2
負担割合証情報連携※2
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出情報連携※1 ※2
介護被保険者証利用情報連携※2
介護被保険者証利用情報参照※2
包括同意情報の連携
包括同意情報の取得
介護保険住宅改修費利用情報の連携※2
介護保険福祉用具購入費利用情報の連携※2
登録結果返却

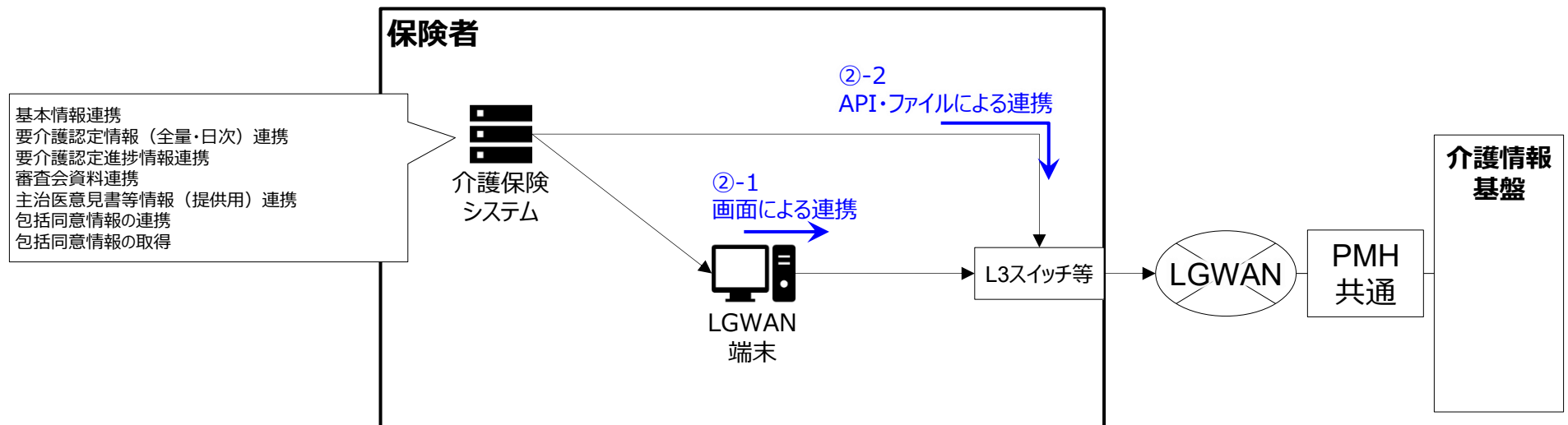
※1正式なIF名は居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼届出情報連携

※2以降「基本連携情報」として記載

2.1 単独保険者（単一システムでの業務運用）におけるIF連携

2.詳細IF連携パターン（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.1）

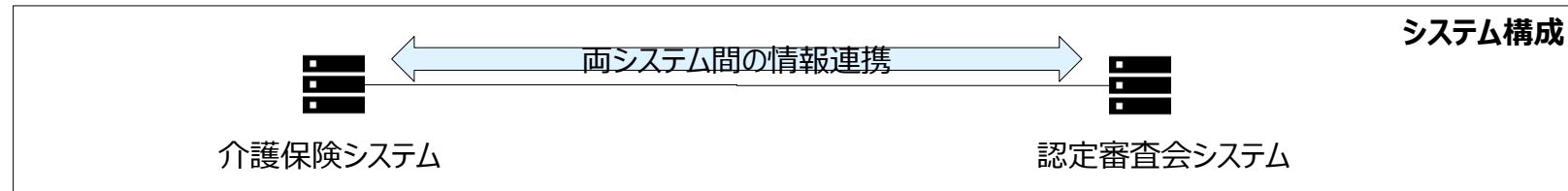
- ✓ 全介護保険システム向けIFを介護保険システムから介護情報基盤へ連携すること



2.2 単独保険者（複数システムでの業務運用）におけるIF連携

1.概要

- ✓ 単独保険者で複数システムで業務運用をおこなっている場合、介護保険システムでは全介護保険システム向けIFを扱うことが可能。認定審査会システムでは、7IF（内2IFはオプション機能）を扱うことが可能となる。
- ✓ 両システム間の情報連携については、介護情報基盤として方式を定めておりません。連携IF及び連携方式を調整する必要がある。



介護保険システムで扱う連携IF

介護被保険者番号等情報連携※2
証情報連携※2
審査会資料連携
要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
減免減額認定証情報連携※2
負担割合証情報連携※2
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出情報連携※1 ※2
介護被保険者証利用情報連携※2
介護被保険者証利用情報参照※2
包括同意情報の連携
包括同意情報の取得
介護保険住宅改修費利用情報の連携※2
介護保険福祉用具購入費利用情報の連携※2
登録結果返却

認定審査会システムでも扱える連携IF

要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
審査会資料連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
登録結果返却

包括同意情報の連携 ※オプション機能
包括同意情報の取得 ※オプション機能

※1正式なIF名は居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼届出情報連携

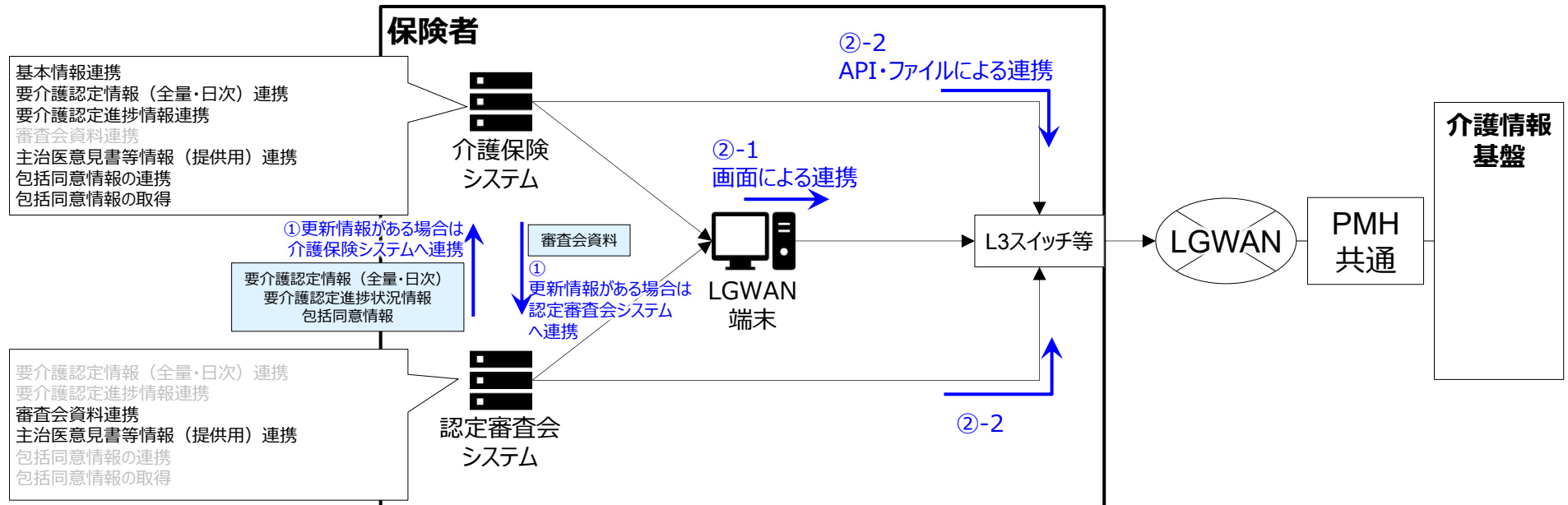
※2以降「基本連携情報」として記載

2.2 単独保険者（複数システムでの業務運用）におけるIF連携

2.詳細IF連携パターン（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.2）

- ✓ 「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、LGWAN端末または標準準拠システム（介護保険システム、認定審査会システム）より介護情報基盤へ連携すること
- ✓ 双方のシステムに情報を保持している場合、情報の整合を両者間で担保（※）した上で、「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、各システムへ連携した後、介護情報基盤への連携すること

※例 要介護認定進捗状況で「主治医意見書の取得は介護保険システム」、「調査票の入手は認定審査会システム」のように業務を分担しており、両方とも入手済となっていた場合などは両者の入手結果を反映した要介護認定進捗状況を介護情報基盤に連携すること。（埋めるべき項目が欠落しないよう留意する）

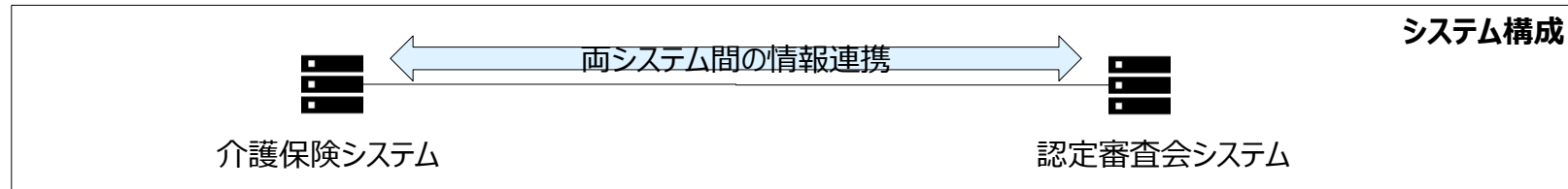


図の吹き出し上のIFの区分けについてはあくまで例となります。1.概要にて示すIFの区分けに沿うよう各主体にてご判断ください。

2.3 広域連合等（保険者機能無）と保険者（自治体）におけるIF連携

1.概要

- ✓ 保険者（自治体）では全介護保険システム向けIFを扱うことが可能。広域連合等（保険者機能無）では、5IFを扱うことが可能となる
- ✓ 両者間（両システム間）の情報連携については、介護情報基盤として方式を定めておりません。連携IF及び連携方式を調整する必要があります。



保険者（自治体）で扱う連携IF

介護被保険者番号等情報連携※2
証情報連携※2
審査会資料連携
要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
減免減額認定証情報連携※2
負担割合証情報連携※2
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出情報連携※1 ※2
介護被保険者証利用情報連携※2
介護被保険者証利用情報参照※2
包括同意情報の連携
包括同意情報の取得
介護保険住宅改修費利用情報の連携※2
介護保険福祉用具購入費利用情報の連携※2
登録結果返却

※1正式なIF名は居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼届出情報連携
※2以降「基本連携情報」として記載

広域連合等（保険者機能無）で扱える連携IF

要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
審査会資料連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
登録結果返却

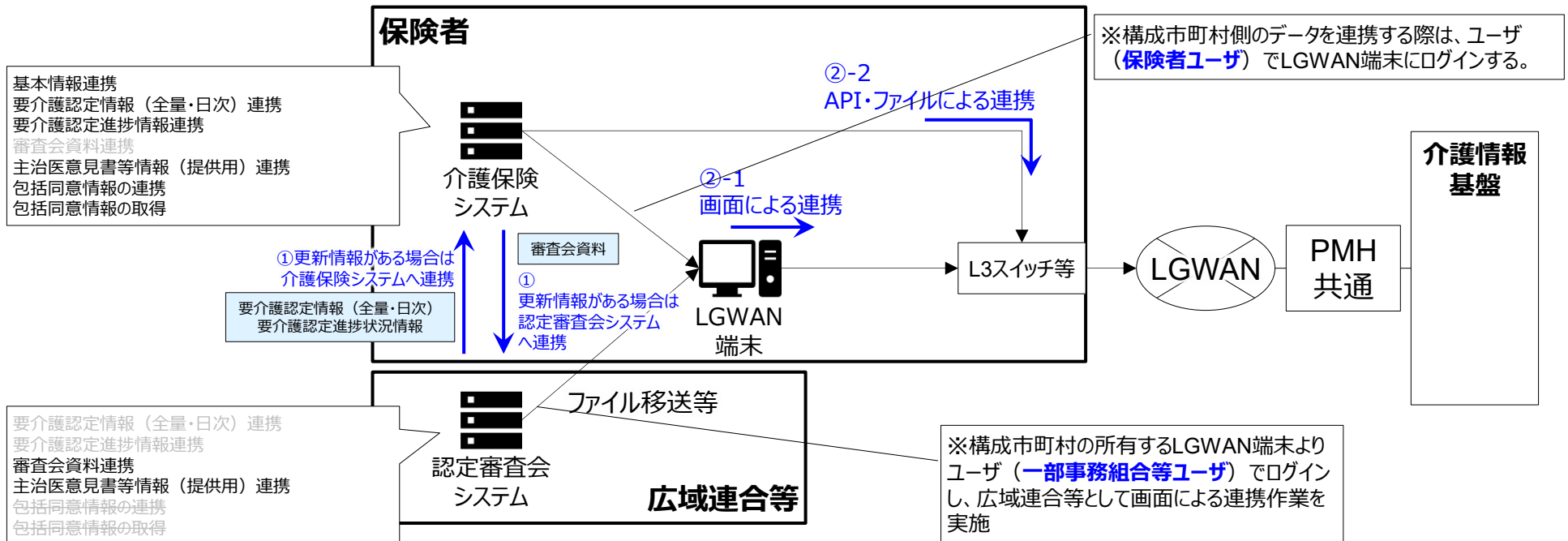
※保険者機能無のため、以下のIFについては扱い不可
包括同意情報の連携
包括同意情報の取得

2.3 広域連合等（保険者機能無）と保険者（自治体）におけるIF連携

2.詳細IF連携パターン（LGWAN接続無）（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.3）

- ✓ 「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、LGWAN端末または標準準拠システム（介護保険システム、認定審査会システム）より介護情報基盤へ連携すること
- ✓ 双方のシステムに情報を保持している場合、情報の整合を両者間で担保（※）した上で、「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、各システムへ連携した後、介護情報基盤への連携すること
- ✓ ただし、広域連合等（保険機能無）で、LGWAN接続が無いことから、原則、広域連合等（保険者機能無）から連携するIFについては、保険者（自治体）側LGWAN端末にて介護情報基盤へ連携すること

※例 要介護認定進捗状況で「主治医意見書の取得は介護保険システム」、「調査票の入手は認定審査会システム」のように業務を分担しており、両方とも入手済となっていた場合などは両者の入手結果を反映した要介護認定進捗状況を介護情報基盤に連携すること。（埋めるべき項目が欠落しないよう留意する）

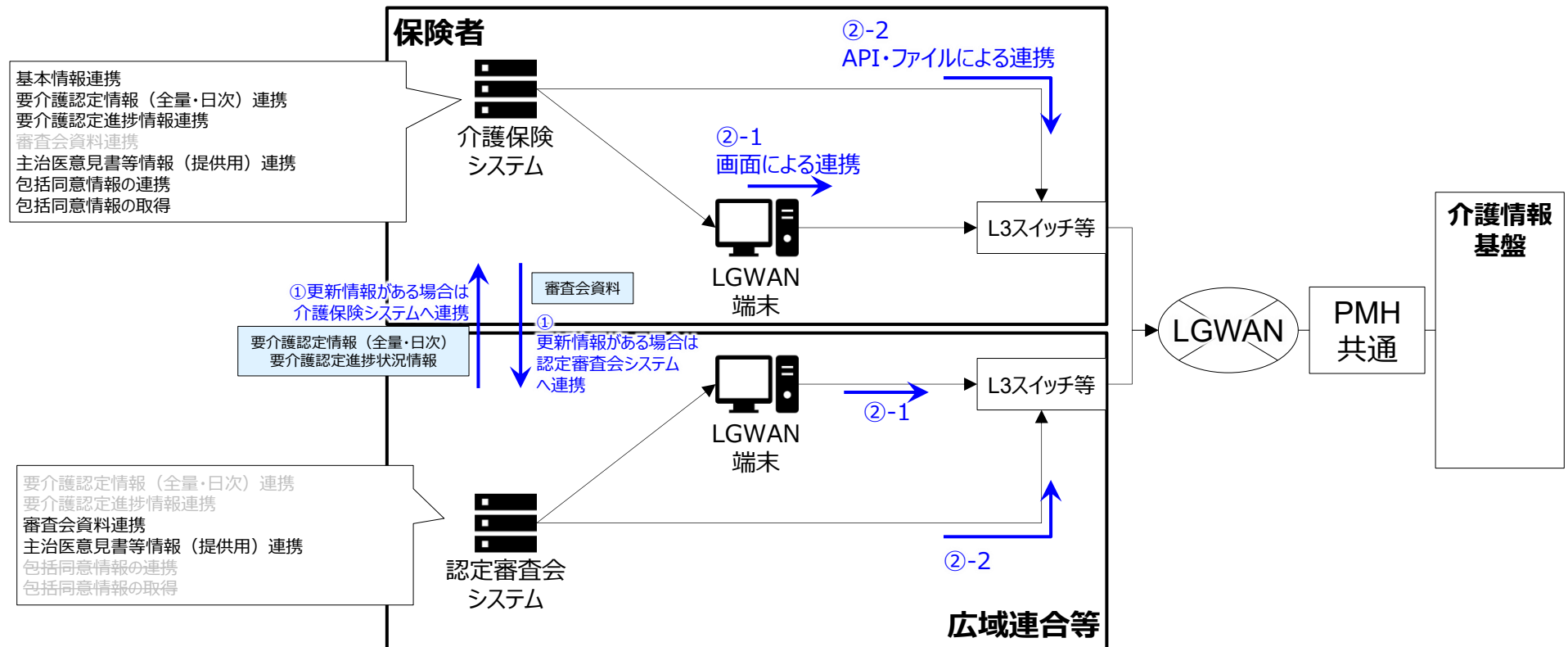


図の吹き出し上のIFの区分けについてはあくまで例となります。1.概要にて示すIFの区分けに沿うよう各主体にてご判断ください。

2.3 広域連合等（保険者機能無）と保険者（自治体）におけるIF連携

3.詳細IF連携パターン（LGWAN接続有）（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.4）

- ✓ 「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、LGWAN端末または標準準拠システム（介護保険システム、認定審査会システム）より介護情報基盤へ連携すること

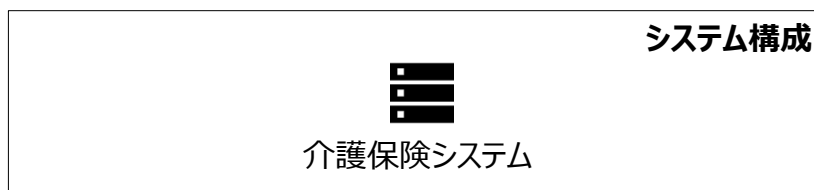


図の吹き出し上のIFの区分けについてはあくまで例となります。1.概要にて示すIFの区分けに沿うよう各主体にてご判断ください。

2.4 広域連合等（保険者機能有_単一システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携

1.概要

- ✓ 広域連合等（保険者機能有）で単一システムで業務運用をおこなっている場合、全介護保険システム向けIFを扱うことが可能
- ✓ 構成市町村側から、構成市町村ユーザとして、介護情報基盤への情報連携、取得を行わないこと。



介護保険システムで扱う連携IF

介護被保険者番号等情報連携※2
証情報連携※2
審査会資料連携
要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
減免減額認定証情報連携※2
負担割合証情報連携※2
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出情報連携※1 ※2
介護被保険者証利用情報連携※2
介護被保険者証利用情報参照※2
包括同意情報の連携
包括同意情報の取得
介護保険住宅改修費利用情報の連携※2
介護保険福祉用具購入費利用情報の連携※2
登録結果返却

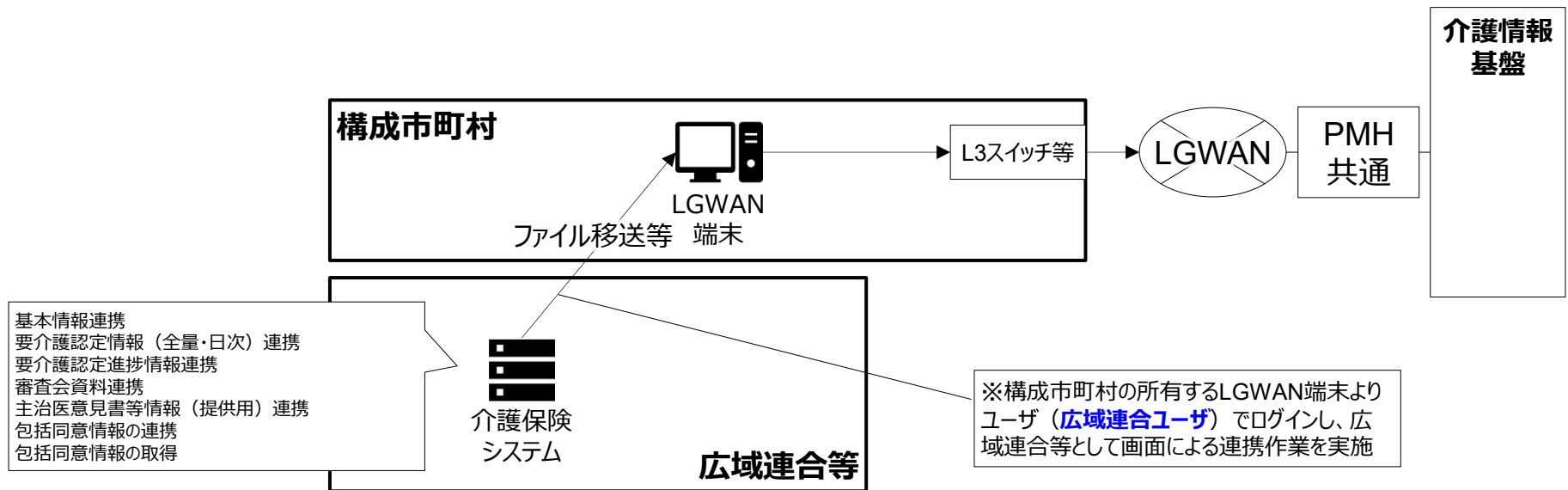
※1正式なIF名は居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼届出情報連携

※2以降「基本連携情報」として記載

2.4 広域連合等（保険者機能**有**_単一システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携

2.詳細IF連携パターン（LGWAN接続無）（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.5）

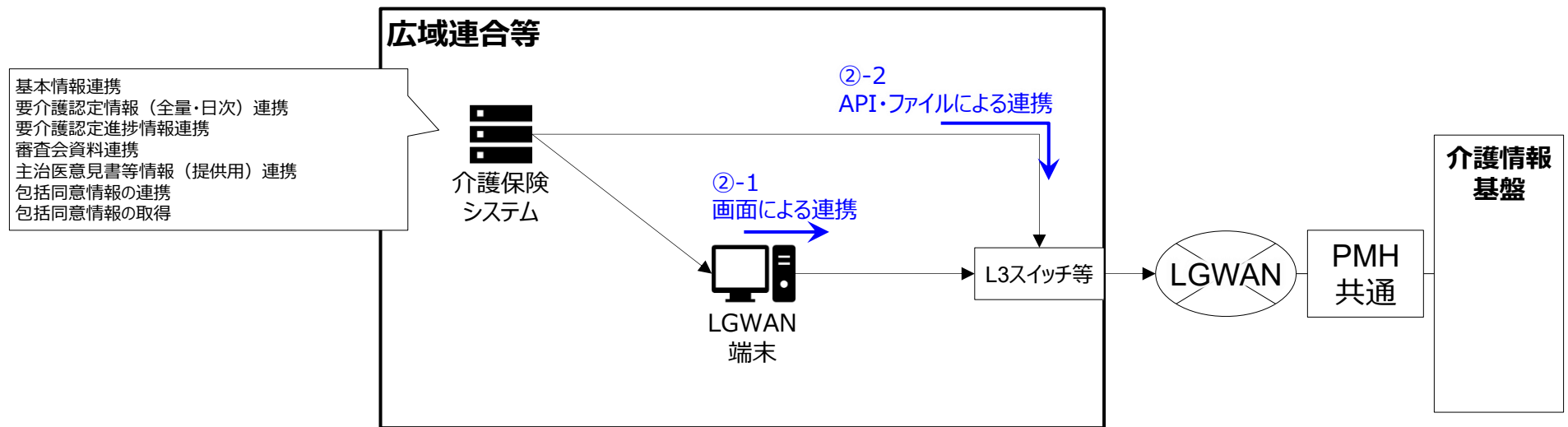
- ✓ 全介護保険システム向けIFを介護保険システムから介護情報基盤へ連携すること
- ✓ ただし、広域連合等（保険機能無）で、LGWAN接続が無いことから、原則、広域連合等（保険者機能有）から連携するIFについては、保険者（自治体）側LGWAN端末にて介護情報基盤へ連携すること



2.4 広域連合等（保険者機能有_単一システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携

3.詳細IF連携パターン（LGWAN接続有）（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.6）

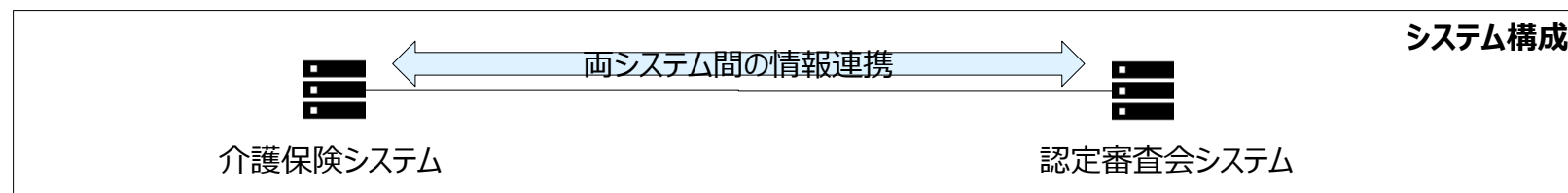
- ✓ 全介護保険システム向けIFを介護保険システムから介護情報基盤へ連携すること



2.5 広域連合等（保険者機能有_複数システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携

1.概要

- ✓ 広域連合等（保険者機能有）で複数システムで業務運用をおこなっている場合、介護保険システムでは全介護保険システム向けIFを扱うことが可能。認定審査会システムでは、7IF（内2IFはオプション機能）を扱うことが可能となる。
- ✓ 両システム間の情報連携については、介護情報基盤として方式を定めておりません。連携IF及び連携方式を調整する必要がある。



介護保険システムで扱う連携IF

介護被保険者番号等情報連携※2
証情報連携※2
審査会資料連携
要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
減免減額認定証情報連携※2
負担割合証情報連携※2
居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出情報連携※1 ※2
介護被保険者証利用情報連携※2
介護被保険者証利用情報参照※2
包括同意情報の連携
包括同意情報の取得
介護保険住宅改修費利用情報の連携※2
介護保険福祉用具購入費利用情報の連携※2
登録結果返却

認定審査会システムでも扱える連携IF

要介護認定情報（全量・日次）連携
要介護認定進捗状況情報連携
審査会資料連携
主治医意見書等情報（提供用）連携
登録結果返却

包括同意情報の連携 ※オプション機能
包括同意情報の取得 ※オプション機能

※1正式なIF名は居宅サービス計画作成・介護予防サービス計画作成（介護予防ケアマネジメント）依頼届出情報連携

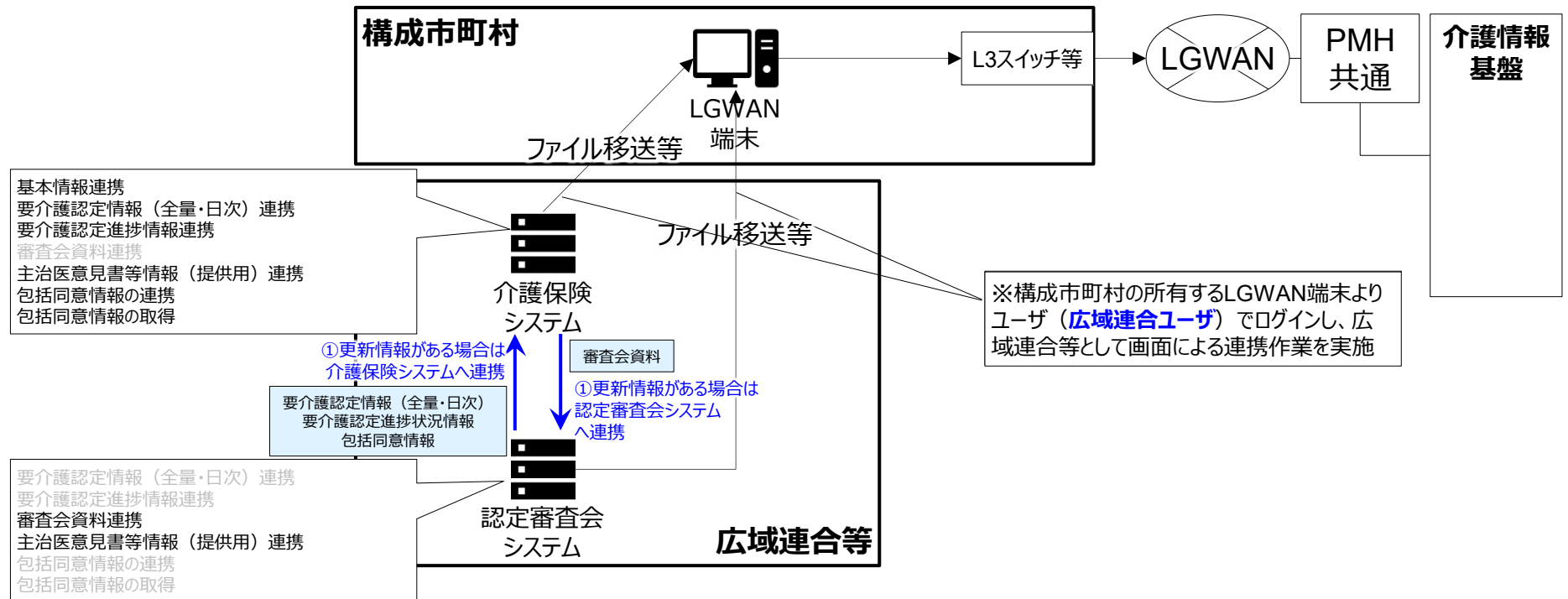
※2以降「基本連携情報」として記載

2.5 広域連合等（保険者機能有_複数システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携

2.詳細IF連携パターン（LGWAN接続無）（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.7）

- ✓ 「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、LGWAN端末または標準準拠システム（介護保険システム、認定審査会システム）より介護情報基盤へ連携すること
- ✓ 双方のシステムに情報を保持している場合、情報の整合を両者間で担保（※）した上で、「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、各システムへ連携した後、介護情報基盤への連携すること
- ✓ ただし、広域連合等（保険機能無）で、LGWAN接続が無いことから、原則、広域連合等（保険者機能有）から連携するIFについては、保険者（自治体）側LGWAN端末にて介護情報基盤へ連携すること

※例 要介護認定進捗状況で「主治医意見書の取得は介護保険システム」、「調査票の入手は認定審査会システム」のように業務を分担しており、両方とも入手済となっていた場合などは両者の入手結果を反映した要介護認定進捗状況を介護情報基盤に連携すること。（埋めるべき項目が欠落しないよう留意する）



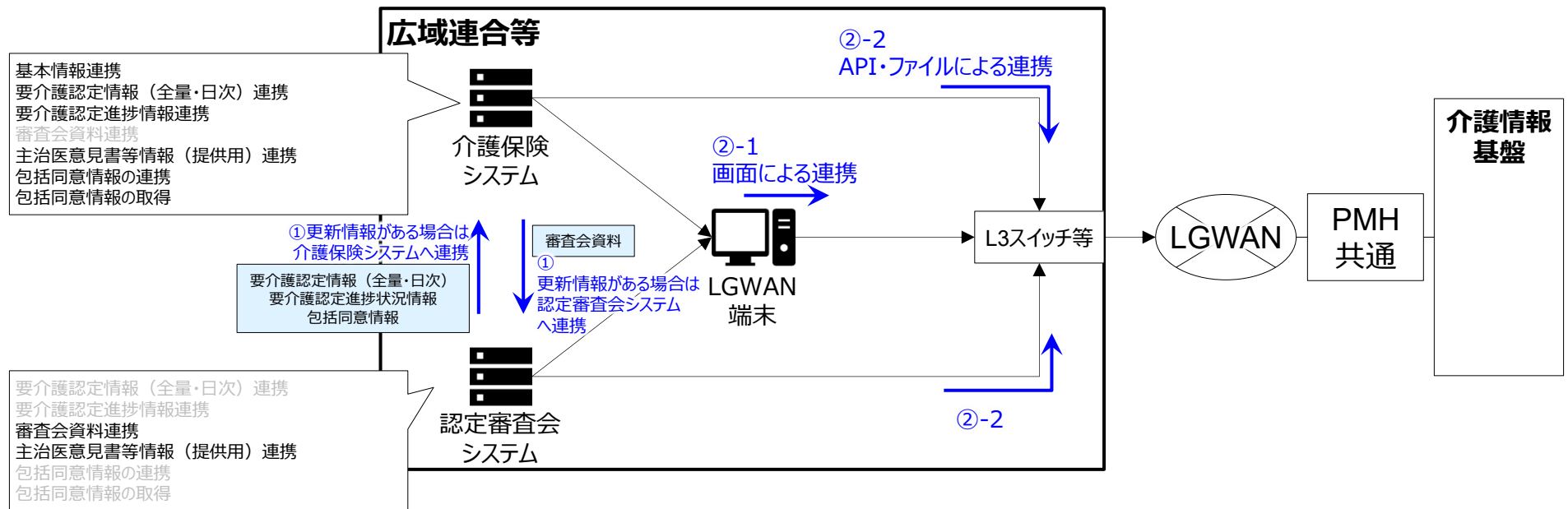
図の吹き出し上のIFの区分けについてはあくまで例となります。1.概要にて示すIFの区分けに沿うよう各主体にてご判断ください。

2.5 広域連合等（保険者機能有_複数システムでの業務運用）と構成市町村におけるIF連携

3.詳細IF連携パターン（LGWAN接続有）（介護保険業務の実施形態毎の連携方法についてNo.8）

- ✓ 「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、LGWAN端末または標準準拠システム（介護保険システム、認定審査会システム）より介護情報基盤へ連携すること
- ✓ 双方のシステムに情報を保持している場合、情報の整合を両者間で担保（※）した上で、「1.標準準拠システムの連携機能毎の連携方法について」の原則に従い、各システムへ連携した後、介護情報基盤への連携すること

※例 要介護認定進捗状況で「主治医意見書の取得は介護保険システム」、「調査票の入手は認定審査会システム」のように業務を分担しており、両方とも入手済となっていた場合などは両者の入手結果を反映した要介護認定進捗状況を介護情報基盤に連携すること。（埋めるべき項目が欠落しないよう留意する）



図の吹き出し上のIFの区分けについてはあくまで例となります。1.概要にて示すIFの区分けに沿うよう各主体にてご判断ください。